

## 第4章 施策の展開

### 1. 中長期的な廃棄物減量化の数値目標

#### (1) 一般廃棄物

一般廃棄物のさらなる減量化を目指し、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。以下「循環基本計画」という。）」を参考にア. 排出量、イ. リサイクル率、ウ. 最終処分量、エ. 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量の目標値を設定する。

| 本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標 |   |
|--------------------|---|
| 目標年度               | 令和7年度   |
| 内容                 | ア. 排出量を平成30年度に対し約11パーセント削減する。<br>イ. 再生利用量を約25パーセントに増加する。<br>ウ. 最終処分量を平成30年度に対し、約16.6パーセント削減する。<br>エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を537g（平成30年度に対して約9.3パーセント削減）に削減する。 |

上記の目標に対する令和7年度の各指標の目標数値は、以下のとおりとなる。

表4-1-1 本県の一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

| 項目                             | H30年度<br>基準  | R元年度<br>実績   | R7年度<br>推計   | R7年度<br>目標 |
|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| ア. 排出量（千t）                     | 252          | 252          | 243          | 224        |
| イ. リサイクル率（%）<br>（再生利用量（千t））    | 20.7<br>(52) | 20.2<br>(51) | 20.0<br>(49) | 25<br>(56) |
| ウ. 最終処分量（千t）                   | 12           | 12           | 11           | 10         |
| エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ<br>排出量（g/人・日） | 592          | 600          | 596          | 537        |

## ア. 排出量

循環基本計画では、一般廃棄物の排出量を令和7年度までに約38,000千トンに削減することとしています。これは、平成30年度（全国実績42,716千トン）に対して、11パーセントを削減して達成できる数値であり、平成30年度から令和7年度まで毎年約1.6パーセントずつ削減して達成できる数値であります。

これを受け、本県では、最新の数値である平成30年度の実績251,852トンを基準にして、平成30年度から令和7年度までの7年間で総排出量を11パーセント削減（総排出量目標値224,045トン）することを目指します。

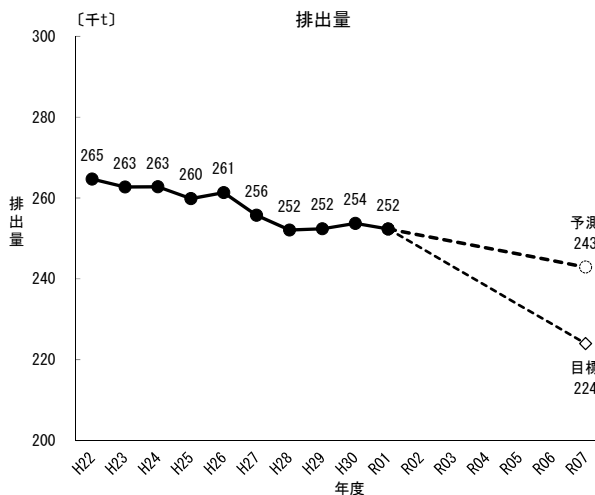


図 4-1-1 排出量の削減に係る目標

## イ. リサイクル率

近年、リサイクル率は減少傾向にあります。これは、ごみの総排出量の減少や電子化による家庭からの紙類の排出量削減などが影響していると考えられます。

また、スーパーやドラッグストアでの資源化回収が常態化してきたことにより、行政が管理するごみステーションに排出される資源化物の量が減少していることも一因と推測されます。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が近年微増の傾向にあることから、リサイクル率向上に向けた一層の取り組みが必要です。

今後、プラスチックの排出量の削減や食品ロス削減の取組により更なる再資源化が進むと考えられることから、平成30年度から令和7年度までの7年間で4.8ポイントの増加を目指します。（前回計画目標数値に同じ）

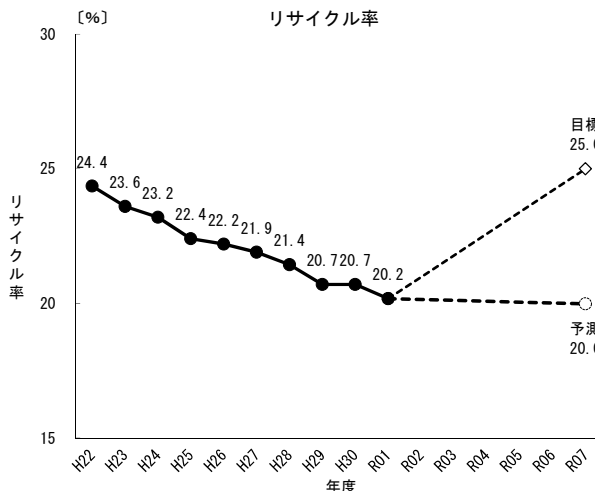


図 4-1-2 リサイクル率の増加に係る目標

ウ. 最終処分量

循環基本計画では、一般廃棄物の最終処分量を令和7年度までに約3,200千トンに削減することとしています。これは、平成30年度（全国実績3,840千トン）に対して、16.6パーセントを削減して達成できる数値であり、平成30年度から令和7年度まで毎年約2.4パーセントずつ削減して達成できる数値であります。

これを受け、本県では、最新の数値である平成30年度の実績12,402トンを基準にして、平成30年度から令和7年度までの7年間で総排出量を16.6パーセント削減（最終処分量目標値10,336トン）することを目指します。

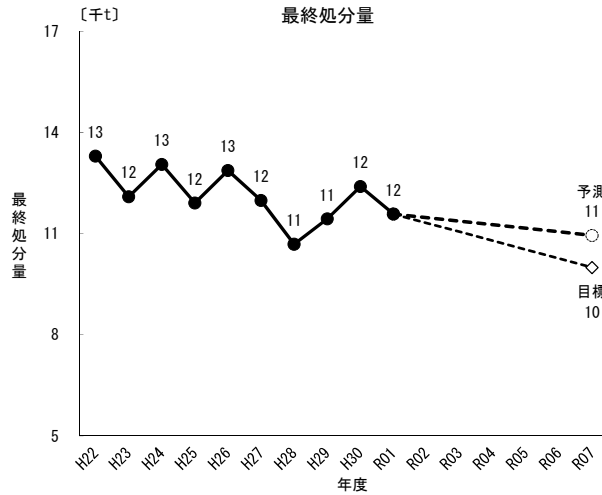


図 4-1-3 最終処分量の削減に係る目標

エ. 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、ウ. リサイクル率の増加により、減少すると考えられることから、平成30年度（1人1日当たりの家庭系ごみ排出量592グラム/人・日）に対して、約9.3パーセント削減（1人1日当たりの家庭系ごみ排出量537グラム/人・日）することを目指します。（前回計画目標数値に同じ）

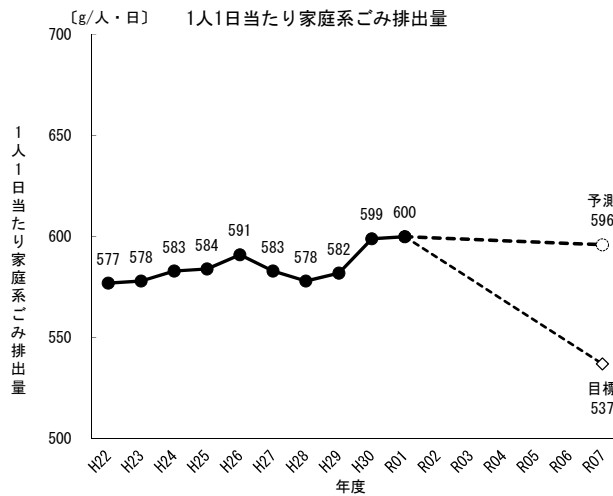


図 4-1-4 1人1日当たり家庭から排出されるごみの量に係る目標

(2)産業廃棄物

産業廃棄物のさらなる減量化を目指し、循環基本計画を参考にア. 排出量、イ. リサイクル率、ウ. 最終処分量の目標値を設定します。

| 本県の産業廃棄物の減量化目標 |  |
|----------------|--|
| 目標年度           | 令和7年度  |
| 内容             | ア. 排出量の増加を令和元年度に対し約1パーセントに抑制する。<br>イ. 再生利用量を令和元年度水準（排出量の約72パーセント）に維持する。<br>ウ. 最終処分量を令和元年に対し、約1パーセント削減する。 |

上記の目標に対する令和7年度の各指標の目標数値は、以下のとおりとなります。

表 3-2-1 本県の産業廃棄物の減量化目標

| 項目                            | R元年度実績        | R7年度推計        | R7年度目標      |
|-------------------------------|---------------|---------------|-------------|
| ア. 排出量 (千t)                   | 1,125         | 1,149         | 1,136       |
| イ. リサイクル率 (%)<br>(再生利用量 (千t)) | 72.0<br>(809) | 70.8<br>(814) | 72<br>(817) |
| ウ. 最終処分量 (千t)                 | 41            | 42            | 40          |

ア. 排出量

循環基本計画では、産業廃棄物の排出量を令和7年度までに約390,000千トンにすることとしており、産業廃棄物排出・処理状況調査報告書平成30年度速報値（令和2年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、以下「産業廃棄物状況調査」という。）による平成30年度全国排出量では、375,772千トンとなっており、目標を満たす水準となっています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、排出量の増加は、令和元年度に対し約1パーセント（排出量1,136千トン）に抑制することを目指します。

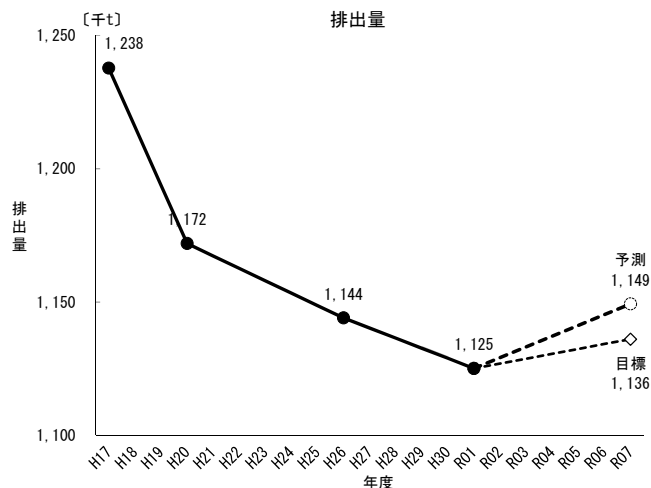


図 4-1-5 排出量の抑制に係る目標

## イ. リサイクル率

本県のリサイクル率（72.0%）は、産業廃棄物状況調査による平成30年度全国のリサイクル率（52%）と比べて、大きく全国値を上回っています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、リサイクル率を約72パーセントに維持することを目指します。

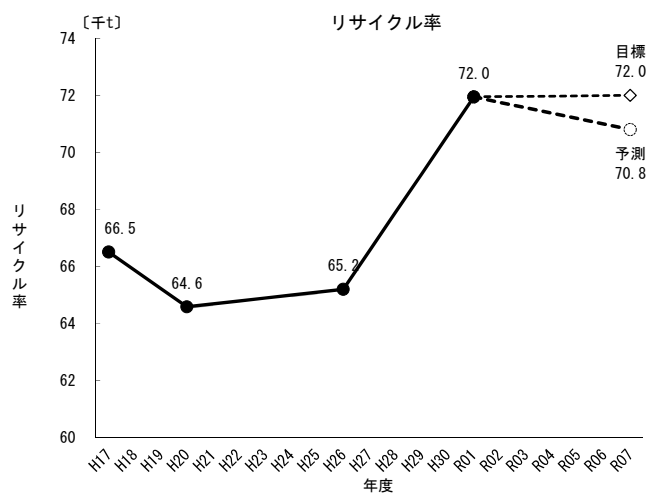


図 4-1-6 再生利用量の増加に係る目標

## ウ. 最終処分量

循環基本計画では、産業廃棄物の最終処分量を令和7年度までに約10,000千トンにすることをしており、産業廃棄物状況調査による平成30年度全国の最終処分量では、約9,312千トンとなっており、目標を満たす水準となっています。

これらの全国の状況及び本県の産業振興計画の取組等による産業の発展を鑑み、最終処分量を令和元年に対し、約1パーセント削減（最終処分量目標値約40千トン）することを目指します。

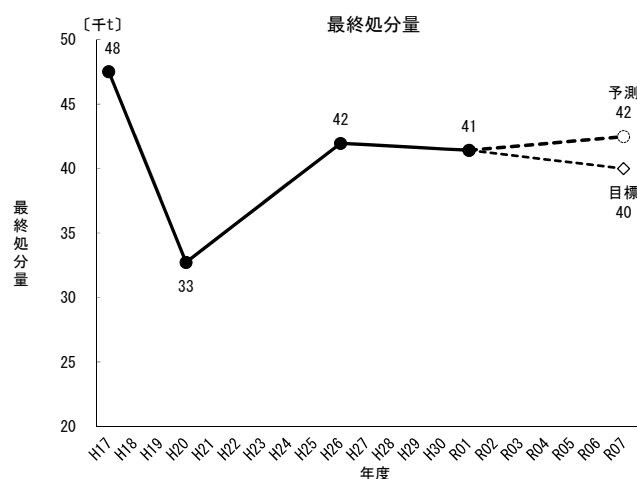


図 4-1-7 最終処分量の削減に係る目標

## 2. 施策の基本方針と内容

### (1) 主な施策

#### ア. 3Rの促進

廃棄物の減量化・再生利用を促進するためには、生産・消費・廃棄・処理の各段階において、廃棄物のリデュース(発生・排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を効果的、効率的に促進することが必要です。中でも、廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進め、リユース・リサイクルをさらに促進するため、県民や事業者の自発的な取組はもとより、県・市町村・関係機関等が連携した取組の充実を図ります。

特に、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスの削減への啓発や家庭から排出されるプラスチック製容器包装・製品に市町村等での分別回収実現に向けた検討を行います。

#### イ. 適正処理の推進

県では、これまで県・市町村・関係団体で構成する連絡協議会を開催し、不法投棄等に関する不適正処理事案の情報共有、監視パトロール、清掃活動等を行い不法投棄等の早期発見・撲滅に努めてきましたが、以前根絶にはいたっていないことから、引き続き、各機関と連携し、取組を推進していきます。

また、処理困難物の適正処理として、PCB廃棄物の処分期限が近づいており、処理が急務となっています。県としても、処理の漏れがないよう、県民への周知、フォローアップ調査を進めるとともに、処理に関する助言等を行います。

#### ウ. 災害廃棄物処理体制の構築

県では、南海トラフ地震の発生に伴う災害廃棄物の処理対策として、平成26年9月に「高知県災害廃棄物処理計画 ver. 1」を策定し、その後も残された課題への対応策を検討し、その内容を踏まえて、平成31年3月に「高知県災害廃棄物処理計画 ver. 2」を策定したところです。

しかしながら、これらの災害は、一つの市町村だけでは対応できないことが懸念されており、国・県・市町村・廃棄物処理事業者・団体等との連携を進め、さらなる広域処理体制の構築に向けた検討が必要です。

これを受け、平成30年度に県内を6ブロックに分けた「災害廃棄物処理広域ブロック協議会」を設置し、各ブロックの地域特性等考慮した、各市町村の役割分担や事務処理手続きをあらかじめ検討し決定して行くことにより、災害時の適正かつ迅速な災害廃棄物の処理体制を構築するための取組を進めていきます。

#### エ. 環境に対する意識の醸成

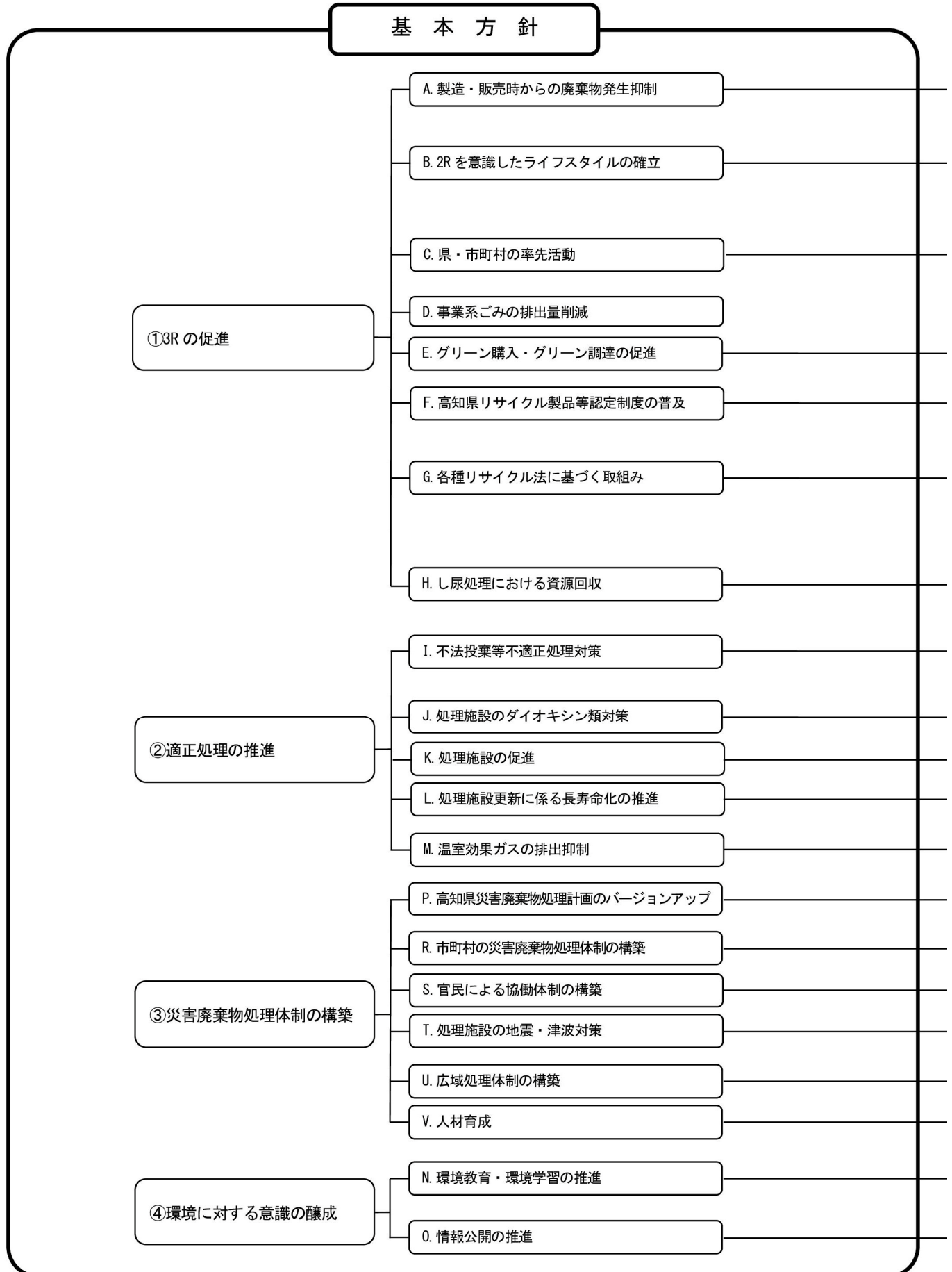
廃棄物の減量化・再生利用の促進及び廃棄物の適正処理をしていくためには、県民理解による廃棄物の分別排出や資源としての回収等を進める必要があります。そのために、「①3Rの促進」「②適正処理の推進」「③災害廃棄物処理体制の構築」について、積極的な県等からの情報発信により、県民及び事業者等の意識の醸成を図っていきます。

また、定期的に県民世論調査を実施し、意識の変化を把握して取組の参考としていきます。

### (2) 各施策の基本方針と内容

各施策の基本方針と内容については、次頁からの「一般廃棄物における施策の基本方針と内容」、「産業廃棄物における施策の基本方針と内容」に示すとおりです。

# 一般廃棄物処理における施策の基本方針と内容



## 施策の内容

○環境配慮設計による材料を無駄にしない設計や製造方法の検討、廃棄時の分別のしやすさやリサイクル性の向上を推奨  
○過剰包装の見直し、簡易包装や有料化等の削減対策を推奨  
○リユース製品の拡大を推奨

○製品を使う側としての責任ある消費活動を推奨  
○購入時の過剰包装の辞退やプラスチックレジ袋の有料化とマイバッグ使用の啓発  
○繰り返し使用できる製品の使用を推奨  
○生ごみ等排出時の水切りの徹底を推奨

○県の公共施設からのごみの排出を抑制  
○市町村の循環利用に対する取組みを支援  
○地域のごみ問題に取り組む団体やNPOの活動を支援

○事業者の自主的な減量化、資源化を推奨

○環境への負荷の少ない製品の購入・調達（グリーン購入）の推奨  
○市町村、県、事業者によるグリーン購入を促進

○循環資源を利用して製造された製品、環境配慮型事業所、エコショップ認定の拡大  
○制度の普及促進とPRの推進

○「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集と適正処理の検討を支援  
○「小型家電リサイクル法」に基づく市町村による回収体制の構築と住民への普及・啓発を支援  
○食品ロスの削減についての普及啓発と食品関連企業の取組みの紹介  
○プラスチック製容器包装・製品の分別回収の検討を支援  
○食品ロス削減推進計画の策定（県民生活・男女共同参画課）  
○紙類のリサイクルを促進

○し尿処理におけるメタンガス、リンの回収を促進

○市町村の不法投棄や散乱ごみの防止対策を支援  
○関係機関との不法投棄等の情報の積極的共有  
○福祉保健所を拠点とした地域の監視パトロール、緊急撤去  
○環境美化月間等を通じた官民連携による清掃活動の実施

○処理状況の把握とダイオキシン類対策への助言・指導を継続

○マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル施設の整備に関する技術的助言

○ストックマネジメントによる長寿命化・既存施設の有効利用、強靱化を支援  
○新たな広域化計画による一般廃棄物処理施設の効率的な運用と整備の促進

○既存施設の改修時の省エネルギー化、温室効果ガス排出抑制を指導

○「高知県災害廃棄物処理計画」のブラッシュアップによる実効性の向上  
○国の行動指針や最新の知見の反映

○災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催及び広域処理の検討の継続

○事業者団体等との協力協定の締結及び連携強化

○処理施設のBCP（事業継続計画）の策定を促進  
○処理施設の耐震化と南海トラフ巨大地震を考慮した処理能力の検討及び把握

○県内・外における広域処理の仕組みづくりに関する調整・支援

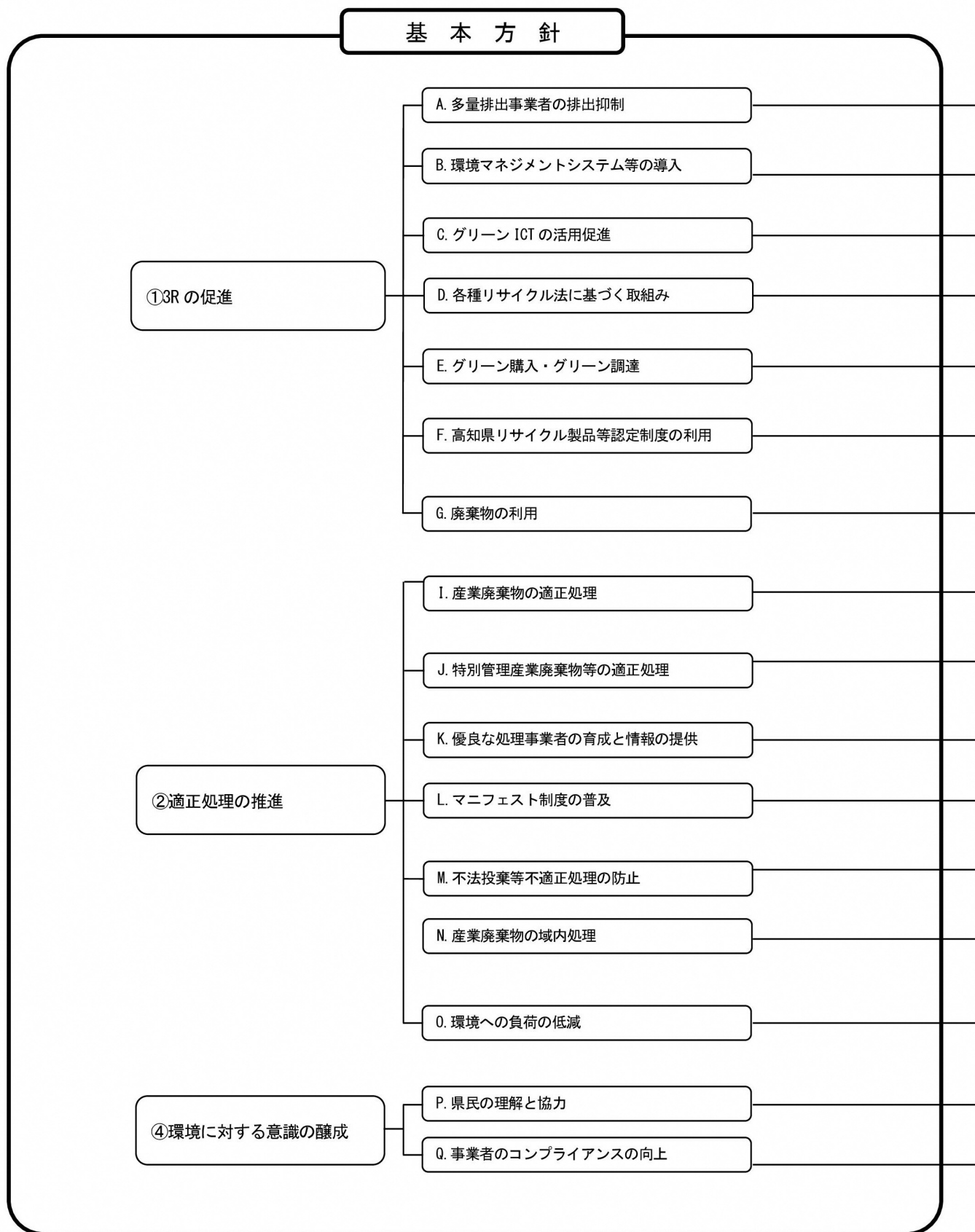
○講演会及び図上・実動訓練の実施の継続

○県民や事業者による環境教育・環境学習の取組みを支援  
○学校教育における啓発資料の収集・提供  
○住民団体による環境学習活動を支援

○一般廃棄物に関する排出量、処理・処分状況等の情報の把握と県民への公開  
○ごみ焼却施設の維持管理データの積極的な公開を促進



# 産業廃棄物処理における施策の基本方針と内容



## 施策の内容

○多量排出事業者に対する処理計画の作成と計画実施時の指導の徹底  
○排出抑制のための情報提供の実施

○事業者のエコアクション21や環境マネジメントシステム（EMS）などの導入の推奨・支援  
○OSDGsを取り入れた企業活動の推奨

○ICT（情報通信技術）の活用によるペーパーレス化による廃棄物の排出抑制を促進

○公共工事から排出される産業廃棄物の再生利用の継続と民間事業への普及拡大  
○循環利用可能な品目の拡大の促進

○環境負荷の少ない製品の購入・調達（グリーン購入）の推奨  
○市町村、事業者へのリサイクル製品購入の促進

○「高知県リサイクル製品等認定制度」の普及  
○認定製品や認定エコショップ、環境配慮型事業所のPR

○木質バイオマス発電から生じる燃焼灰等の有効活用等、マテリアルリサイクルに関する情報提供  
○廃棄物の焼却による熱エネルギーの有効活用等、サーマルリサイクルの情報提供  
○資源循環関連産業の情報提供と再生材の用途拡充の推奨

○排出事業者及び処理事業者に対する適正処理の指導

○PCB 廃棄物の適正な保管と早期処理の推進  
○廃石膏ボード、鉍さい、燃え殻の再生利用の促進  
○特定有害産業廃棄物の適正な取扱いと処理処分に対する助言・指導

○「優良産廃処理業者認定制度」の普及と排出事業者に対する優良な処理事業者の周知

○マニフェスト制度の普及、交付状況報告の徹底  
○電子マニフェストの利用促進による排出事業者の負担軽減と処理の透明性確保

○不適正処理の未然防止のための啓発及び早期対処のため、廃棄物監視員によるパトロールの継続  
○事業者への立入検査の実施

○必要な処理能力を確保するための公共関与を含めた施設整備の検討  
○廃棄物処理法及び高知県産業廃棄物処理指導要綱に基づく施設整備の指導

○産業廃棄物処理施設の設置及び改良時における温室効果ガス排出抑制対策の指導  
○産業廃棄物処理施設・最終処分場のダイオキシン類等有害物質の排出状況の監視、指導  
○生分解性プラスチック製品の使用PRと産業界との連携

○産業廃棄物の排出・処理状況や再生利用に関する情報の提供

○廃棄物に関する講習会を通じて、排出抑制や適正処理の励行を促進  
○法令改正や規制に関する情報の周知